

平成26年10月27日

特定健康診査の受診対象の方は、もれなく受けましょう！

平成20年度からスタートした特定健康診査も、はや7年目になります、「忙しいから」、「昨年受けたから」という理由で特定健康診査を受けられない方がおられます。

糖尿病、心臓病、脳卒中といった生活習慣病は自覚症状が少なく、気がついたときには症状がかなり進行していることもあります。また、私たちの体の状態は、1年間で大きく変化することもあります。自分の体の状態の変化に気付くためには、やはり健診を受けていただくことが大切です。定期的に健診を受け、体の状態を数値で把握するようにしましょう。

特定健康診査は、将来の生活習慣病のリスクを早期に発見するために行う健診です。特定健康診査の対象者は、40歳以上75歳未満の当健康保険組合の被保険者と被扶養者の方です。対象の方は、「特定健康診査」か「特定健康診査の検査項目を含む健診」を受けていただくこととなります。

被保険者（任意継続被保険者を除く。）の方は、事業所の実施する定期健康診断を受けていただくことにより、特定健康診査を受けたこととなります。

任意継続被保険者・被扶養者（自宅宛送付）一般被扶養者（事業所経由で送付）の方は、平成26年4月22日付けで送付した「特定健康診査受診券」に「健康保険被保険者証」を添えて、最寄りの健診機関で特定健康診査を受けてください（無料）。

事業主様に、平成26年4月22日付けで、特定健康診査の受診対象となる被扶養者の「特定健康診査受診券」及び「受診券発行者リスト」等を送付させていただき、受診勸奨をお願いいたしました。

被扶養者の特定健康診査の実施率の向上を図るために、引き続きよろしく願いいたします。

平成26年10月31日付けで、特定健康診査を受診していないと思われる任意継続被保険者・被扶養者、一般被扶養者の皆様の自宅に、受診勸奨状を送付しますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考） 特定健康診査受診率

単位：％

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般被保険者	43.4	77.3	78.8	83.6	86.1	85.2
任意継続被保険者	46.3	23.5	35.6	41.0	39.7	43.9
被扶養者	28.7	27.6	38.1	34.5	31.6	32.4
合 計	38.3	57.4	62.7	65.0	65.8	65.6